

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和5年度大潟村一般会計当初予算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

(歳入) 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 44,602千円

(歳出) 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費 499,174千円

【地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費】

(単位：千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国(県)支出金	村債	その他	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉事業	96,047	13,908		20,001	8,859	53,279
	障害者福祉事業	65,280	43,989			3,036	18,255
	高齢者福祉事業	53,557	455		36,028	2,434	14,640
	児童福祉事業	50,704	40,123			1,509	9,072
	小計	265,588	98,475		56,029	15,838	95,246
社会保険	国民健康保険事業	22,515	12,564			1,419	8,532
	介護保険事業	50,972	642			7,176	43,154
	後期高齢者医療事業	45,713	7,646			5,427	32,640
	小計	119,200	20,852			14,022	84,326
保健衛生	疾病予防対策事業	88,347	5,068		5,921	11,029	66,329
	診療所事業	26,039				3,713	22,326
	小計	114,386	5,068		5,921	14,742	88,655
合計		499,174	124,395		61,950	44,602	268,227